

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税、地方消費税の会計処理は、税込方式によっている。

2. その他貸借対照表等作成のための基本となる重要事項

○補助金等の会計処理について

当法人は、地域医療連携推進法人会計基準適用上の留意事項並びに財産目録、純資産変動計算書及び附属明細表の作成方法に関する運用指針に従って、固定資産の取得に関する補助金等については特別利益に計上した上で直接減額方式により圧縮記帳し、運営費補助金のように補助対象となる支出が経常費用に計上されるものについては、経常収益に計上することとしている。

3. 地域医療連携推進法人会計基準第17条第3号に基づく医療連携推進目的取得財産残額は、4,073,091円である。

4. 関係事業者との取引の内容

該当事項なし。

5. 参加法人ごとの取引の内容(単位:円)

法人名	経常収益	経常費用	特別利益	特別損失	金銭債権	金銭債務
三次市 (市立三次中央病院)	負担金収入 200,000	0	0	0	0	0
庄原市 (庄原市立西城市民病院)	負担金収入 200,000	0	0	0	0	0
一般社団法人三次地区医師会 (三次地区医療センター)	負担金収入 200,000	0	0	0	0	0
日本赤十字社 (総合病院庄原赤十字病院)	負担金収入 200,000	0	0	0	0	0

6. その他地域医療連携推進法人の財務状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

補助金等の内訳並びに交付者及び貸借対照表等への影響額は、次の通りである。(単位:円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
広島県地域医療介護総合確保事業補助金	広島県	535,000	2,656,000	3,171,000	20,000
広島県医師会 学術講演会補助金	一般社団法人広島県医師会	0	0	0	0

※前期末残高及び当期末残高は補助金等に係る返還額を未払金計上したものである。